

第 25 類

塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

注

- 1 この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗ったもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む。）、破碎し、粉碎し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。

この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。）を含む。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄（第 28.02 項参照）
 - (b) アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の 70%以上のもの（第 28.21 項参照）
 - (c) 第 30 類の医薬品その他の物品
 - (d) 調製香料及び化粧品類（第 33 類参照）
 - (e) ドロマイトラミングミックス（第 38.16 項参照）
 - (f) 舗装用の石、縁石及び敷石（第 68.01 項参照）、モザイクキューブその他これに類する物品（第 68.02 項参照）並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート（第 68.03 項参照）
 - (g) 貴石及び半貴石（第 71.02 項及び第 71.03 項参照）
 - (h) 第 38.24 項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶（1 個の重量が 2.5 グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品（第 90.01 項参照）
 - (ij) ビリヤードチョーク（第 95.04 項参照）
 - (k) テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク（第 96.09 項参照）
- 3 第 25.17 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第 25.17 項に属する。
- 4 第 25.30 項には、蛭（ひる）石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。

総 説

この類の注 1 に規定するように、この類の物品は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、鉱物生産品で、粗のもの、洗ったもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む。）、破碎し、粉碎し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その

他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限られる。この類の物品はまた、水分若しくは不純物の除去又はその他の目的のため、熱処理されていてもよい（それにより化学構造又は結晶構造が変化したものを除く。）が、その他の熱処理（例えば、焙焼、溶融又はか焼）が施されていない（項の規定で特に定められている場合を除く。）。したがって、例えば、25.13 項及び 25.17 項には熱処理が明記されていることから、これらの項の物品は熱処理により化学構造又は結晶構造が変化してもこれらの項に分類される。

この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。）を含む。その他の方法で処理された鉱物（例えば、再結晶により精製したもの、この類の同一項又は異なる項に属する鉱物を混合することにより得たもの、成形、彫刻等を行うことによって製品にしたもの等）は、一般にこの類より後の類（例えば、28 類又は 68 類）に分類する。

ただし、次に掲げる場合には、この類を含む。

（１）項に物品の記述がある場合

その物品の性質上、この類の注 1 に規定していない方法により処理しなければならない物品を含む。例えば、純塩化ナトリウム（25.01）、ある種の形状の精製硫黄（25.03）、シャモットアース（25.08）、プラスター（25.20）、生石灰（25.22）及び水硬性セメント（25.23）がある。

（２）項に条件又は工程が特掲されている場合

この類の注 1 で一般に認められている処理方法のほかに、更に加工されている場合に許容される条件又は処理方法を明確にしている。例えば、毒重石（25.11）、けいそう土その他これに類するけい酸質の土（25.12）並びにドロマイト（25.18）は焼いてあってもよく、マグネサイト及びマグネシア（25.19）は溶融し又は焼成（焼結（sintered）又はか焼（caustic-burned））したものでもよい。焼結マグネシアの場合は、他の酸化物（例えば、酸化鉄、酸化クロム）が焼結を促進するために添加されていてもよい。同様に、25.06 項、25.14 項、25.15 項、25.16 項、25.18 項及び 25.26 項の物品は、荒削りしてあるか又はのこびきその他の方法により長方形（正方形を含む。）のブロック若しくはスラブに単に切断したのもでもよい。

25.17 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、25.17 項に属する。

この類には、71 類の貴石及び半貴石を含まない。

25.01 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固形防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水

この項には、通常、塩として知られている塩化ナトリウムを分類する。塩は料理用（料理用の塩、食卓塩）に使用されるが、多くの他の用途もあり、必要があれば、食用に適さないように変性される。

この項には、次の物品を含む。

(A) 地下から次の方法で取り出した塩

ー通常の採掘による（岩塩）。

ー溶液採掘による（水を塩層の中へ加圧下で注入し、飽和塩水として表面にもどす。）。

(B) 蒸発塩

ー天日塩（海塩）は、太陽による海水の蒸発で得られる。

ー精製塩は、飽和塩水を蒸発して得られる。

(C) 海水、塩水その他の塩分を含む溶液

この項には、また、次の物品を含む。

(1) 少量のヨード、りん酸塩等を加えた塩及び吸湿防止処理をした塩（例えば、食卓塩）

(2) 凝固防止剤又は流動剤を添加した塩

(3) 何らかの方法で変性した塩

(4) 残留塩化ナトリウム、特に、化学的工程（例えば、電気分解）を経た後残留するもの又はある種の鉱物を処理した際の副産物として得られるもの

この項には、次の物品を含まない。

(a) セロリーソルトのような塩で味付けした調味料 (21. 03)

(b) 塩化ナトリウムの溶液（海水を含む。）でアンプルに詰めたもの及び医薬品として別の方法で調製した塩化ナトリウム (30 類)、並びに医療用を除き、滅菌してあるかないかを問わず、衛生用品として小売用の包装にした塩化ナトリウム溶液 (33. 07 項)

(c) 塩化ナトリウムの培養単結晶で、1 個の重量が 2.5 グラム以上のもの（光学用品を除く。）
(38. 24)

(d) 塩化ナトリウムの光学用品 (90. 01)

25. 02 硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）

この項には、焼いてない全ての硫化鉄鉱を分類し、焼いてない含銅硫化鉄鉱を含む。

硫化鉄鉱は、硫化鉄を主成分とし、母岩から取り出された時は金属光沢を持つ灰色又は黄色であるが、粉状では通常灰色である。

焼いてない硫化鉄鉱は、主として硫黄の抽出に使用されるが、ある種の含銅硫化鉄鉱は副産物として銅の回収にも使用される。

この項には、全ての焼いた硫化鉄鉱を含まない (26. 01)。

この項には、また次の物品を含まない。

(a) 黄銅鉱 (chalcopyrite) (硫化銅－硫化鉄混合物) (26. 03)

(b) 白鉄鉱 (marcasite) (半貴石) (71. 03)

25.03 硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）

この項には、次の物品を含む。

- (1) 遊離状態で産出する粗硫黄鉱（岩石質の部分を除くために機械的方法で精鉱しているかいないかを問わない。）
 - (2) 硫黄鉱から熔融法で摘出した粗製硫黄：硫黄キルン（calcaroni）、炉（Gill furnaces）等で処理する方法と又は掘孔に降ろしたパイプを通して過熱水蒸気を送りこみ、硫黄を沈殿させる方法（Frasch 法）とがある。
 - (3) 硫化鉄鉱をばい焼し又はその他の硫黄鉱を処理して得られる粗製硫黄
 - (4) 石炭ガスの精製工程の副産物として、又は硫黄を含む炉ガスの洗浄により、又は酸性天然ガス若しくは酸性粗鉱物油の精製等により回収された粗製硫黄：これらの回収硫黄は、“精製硫黄”（purified sulphur）又は“沈降硫黄”（precipitated sulphur）と呼ばれることがあるので、解説 28.02 項に規定されている沈降硫黄と混同してはならない。
- (2) から (4) までの粗製硫黄はかなり純粋である場合がある。特に Frasch 法によって製造された硫黄には、実用上精製する必要がない程度の少量の不純物しか含まないものがあり、通常、粗の塊又は粉状として提示される。
- (5) 精製硫黄は、粗製硫黄を急速に蒸留し、液状に凝縮して得られる。このようにして得た硫黄は、棒状又はケーキ状に成型されるか又は固化した後に粉砕される。
 - (6) 粉末硫黄（triturated sulphur）とは、粉砕し、機械的又はガス吸引によってふるい分けて得られる微粉末状の硫黄（不純なもの又は精製されたもの）である。これらの物品は使用した方法及び粒度によって“sieved sulphur”、“winnowed sulphur”、“atomised sulphur”等と呼ばれる。
 - (7) 液相を経ることなく硫黄蒸気を急速に冷却して得られた硫黄は、特に二硫化炭素に不溶である（sulphur μ ）。

この項に分類される各種の硫黄は、化学工業（各種の硫黄化合物の調製、硫化染料等）、例えば、ゴムの加硫、ぶどう栽培用殺菌剤として、マッチ及び硫黄のしんの製造、漂白工業用の二酸化硫黄の製造等に使用する。

この項には、昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を含まない（28.02）。殺菌剤等として小売用の形状又は包装にした硫黄は、38.08 項に属する。

25.04 天然黒鉛

2504.10－粉状又はフレーク状のもの

2504.90－その他のもの

天然黒鉛（plumbago 又は black lead としても知られている。）は、光沢及び紙に印をつける性

質（そのため鉛筆のしんとして使用する。）により特徴づけられる一種の炭素である。天然黒鉛の見掛け比重は、純度により 1.9 から 2.26 の間にあり、炭素の含有量は最高純度のものでは 90% から 96% の範囲で、低品位のものでは 40% から 80% 程度である。

天然黒鉛は、単に不純物を除去するために熱処理されていてもこの項に属する。

天然黒鉛は、鉛筆に使用するほか、磨き料、るつぼその他の耐火製品、電極及びその他の電気部品の製造にも使用する。

この項には、人造黒鉛（天然黒鉛に類似しているが、天然黒鉛より純度が高く、比重が低い。）、コロイド状又は半コロイド状の黒鉛及び黒鉛をもととした調製品でペースト状、ブロック状、板状及びその他半製品の形状にしたものを含まない（38.01）。また、この項には、天然黒鉛の製品を含まない（通常、68.15、69.02、69.03 又は 85.45）。

25.05 天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第 26 類の砂状の金属鉱を除く。）

2505.10－けい砂

2505.90－その他のもの

経済的に金属を採取可能な砂状の金属鉱（26 類）を除き、この項には天然の海、湖、川又は採石場の砂（例えば、鉱物の自然崩壊で生じた多少細かい粒状の砂）をすべて含む。しかし、人工的に、例えば、粉砕することにより得られた砂又は粉を含まない（25.17 項又は関連する岩石の項に属する。）。

この項には、特に次の物品を含む。

- （1）けい砂（silica sands and quartz sands）：建造物、ガラス工業、金属の洗浄等に使用する。
- （2）カオリン質の砂を含む粘土状の砂：主として鋳型及び耐火物の製造に使用する。
- （3）長石質の砂（ferspathic sands）：窯業で使用する。

天然の砂は、単に不純物を除去するために熱処理されていてもこの項に含む。

他方、この項には、砂状の金鉱又は白金鉱、ジルコンサンド、ルチルサンド及びイルメナイトサンド並びにトリウム鉱として分類されるモナザイトサンド（モナザイト）を含まない。これらはすべて 26 類に属する。この項には、タールサンド又はアスファルト質の砂（asphaltic sands）を含まない（27.14）。

＊

＊ ＊

号の解説

2505.10

2505.10 号においてけい砂とは、二酸化けい素の含有量が全重量の 90% を超えるものをいう。

25.06 石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

2506.10－石英

2506.20－けい岩

石英（quartz）は、天然に産出する結晶状のシリカである。

石英は、次の二つの要件の両方に該当するものに限り、この項に含む。

- （a）粗の状態のもの又はこの類注1に規定する以上の加工をしてないもの：このため、単に粉碎を容易にするための熱処理は、類注1で認められている処理とみなす。
- （b）宝石（gem-stones）の製造に適する品種又は品質のもの（例えば、水晶、煙水晶、紫水晶（amethyst）、紅水晶）でないもの：この種の石英は、たとえ工業用（例えば、ピエゾ電気用（piezo-electric）石英として又は工具の部分品の製造用）に使用するものであってもこの項には含まない（71.03）。

けい岩（quartzite）とは、石英の粒がけい素質のバインダーにより非常に硬く凝結した岩をいう。

けい岩は、粗の状態のもの又はこの類の注1に規定する以上の加工をしてないもの及び粗削りしてあるか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つたものがこの項に属する。ただし、道路又は歩道の舗装用の石、縁石又は敷石として認定できる形状をしたけい岩は、たとえこの項の表現に特記しているように単に成形し又は加工したものであってもこの項には属しないことに注意しなければならない（68.01）。

この項には、また、次の物品を含まない。

- （a）天然のけい砂（25.05）
- （b）25.17 項のプリントその他の物品
- （c）石英製の光学用品（90.01）

25.07 カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）

この項には、カオリンその他のカオリン系粘土を含む。これらの主成分は、カオリナイト（kaolinite）、ディッカイト（dickite）、ナクライト（nacrite）、アウキサイト（anauxite）及びハロイサイト（halloysite）のようなカオリン鉱物である。このような粘土は焼いてあってもこの項に属する。

カオリンは、China clay としても知られているもので、白色又はほとんど白色に近い高品質の粘土で、磁器及び製紙工業に使用する。カオリン質の砂はこの項には含まない（25.05）。

25.08 その他の粘土、アンダルーサイト、カイヤナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第 68.06 項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース

2508.10ーベントナイト

2508.30ー耐火粘土

2508.40ーその他の粘土

2508.50ーアンダルーサイト、カイヤナイト及びシリマナイト

2508.60ームライト

2508.70ーシャモット及びダイナスアース

この項には、けい酸アルミニウムを主成分とする沈殿物によって形成された土又は岩石から成るすべての天然の粘土状物質（25.07 項のカオリンその他のカオリン系粘土を除く。）を含む。これらの物品の特徴は、可塑性、赤熱すると硬化する性質及び耐熱性である。これらの性質のため、粘土は、窯業工業（れんが、建造物用タイル、磁器、陶磁器、耐火れんがその他の耐火製品等）の原料として使用する。また、通常の粘土は、土壌改良にも使用する。

これらの物品は、会合水の少量又はほとんどを除去するために加熱し（吸着粘土を製造するため）又は完全に焼いてあってもこの項に含む。

通常の粘土のほかに、次のような特殊な物品もこの項に属する。

- （1）ベントナイト（bentonite）：火山灰から得られる粘土。大部分は鋳型用砂の原料、油精製の際のろ過材及び脱色剤又は紡織用繊維の脱脂に使用する。
- （2）フーラーズアース（fuller's earth）：高い吸着力をもった天然の粘土質で、主としてアタパルジャイトから成る。油類の脱色、織物の脱脂等に使用する。
- （3）アンダルーサイト（andalusite）、カイヤナイト（kyanite）（又は藍晶石（disthene））及びシリマナイト（sillimanite）：天然の無水けい酸アルミニウムで耐火物として使用する。
- （4）ムライト（mullite）：シリマナイト、カイヤナイト又はアンダルーサイトの熱処理により得るか又はシリカ若しくは粘土と酸化アルミニウムの混合物を電気炉で熔融して得られる。耐熱性の大きい耐火物の調製に使用する。
- （5）シャモットアース（chamotte earth）：“fire-clay grog”とも呼ばれ、耐火粘土のれんがを粉砕するか又は粘土と他の耐火材料との焼成混合物を粉砕して得られる。
- （6）ダイナスアース（dinas earth）：粘土を含む石英質の土より成るものと、粘土に粉砕した石英又はけい砂を混合して得られるものとがあり、耐火物原料として使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- （a）25.03 項に規定するアースカラーの粘土
- （b）活性粘土（38.02）
- （c）ある種の窯業製品製造用の特殊な調製品（38.24）
- （d）エキスパンデッドクレー（軽量コンクリート骨材又は断熱材に使用する。）（天然の粘土を単に焼いて得られるものを含む。）（68.06）

*
* *

号の解説

2508. 10

2508. 10 号は、ナトリウムベントナイト（膨潤ベントナイト）及びカルシウムベントナイト（非膨潤ベントナイト）を含む。

2508. 30

2508. 30 号は、カオリンを主体とする粘土（これらのあるものは耐火粘土である。）を含まない。これらの粘土は 25. 07 項に分類する。

25.09 白亜

白亜は、天然に存在する種々の炭酸カルシウムで、主に水棲微生物の殻から構成される。この項には、次の物品を含まない。

- （a）りん酸塩を含有する白亜（phosphated chalk）（25. 10）
- （b）ステアタイト又はタルク（時には“French chalk”又は“Venice chalk”として知られている。）（25. 26）
- （c）歯磨き用に調製した粉末白亜（33. 06）
- （d）34. 05 項のメタルポリッシュ及びこれに類する調製品
- （e） 脂肪酸（例えば、ステアリン酸）の撥水フィルムを塗布した粉末炭酸カルシウム（38. 24）
- （f）ビリヤードチョーク（95. 04）
- （g）筆記用又は図画用のチョーク及びテールースチョーク（96. 09）

25.10 天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜

2510. 10－粉砕してないもの

2510. 20－粉砕したもの

この項には、りん灰石（apatite）及びその他の天然のりん酸カルシウム（りん酸三カルシウム又はりん灰土）、天然のりん酸アルミニウムカルシウム及びりん酸塩を含有する白亜（天然にりん酸カルシウムと混合している白亜）のみを含む。

これらの物品は、肥料として使用するために粉砕し又は単に不純物を除去するために熱処理していてもこの項に含む。ただし、この項には、焼いたもの又は不純物を除去する以上に更に熱処理したものは含まない（31. 03 又は 31. 05）。

25.11 天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第 28.16 項の酸化バリウムを除く。）

2511.10—天然の硫酸バリウム（重晶石）

2511.20—天然の炭酸バリウム（毒重石）

この項には、天然に産出する硫酸バリウム（重晶石（barytes）、時には heavy spar として知られている。）及び炭酸バリウム（毒重石（witherite））のみを含む。精製し又は化学的に製造した硫酸バリウム及び炭酸バリウムは含まない（それぞれ 28.33 及び 28.36）。

焼いた毒重石で主として不純な酸化バリウムより成るものはこの項に属する。

この項には、精製した酸化バリウムを含まない（28.16）。

25.12 けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が 1 以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）

これらの物質は、小さい化石化した有機体（けいそう等）から形成されたけい酸質の土で非常に軽い。その「見掛け比重」、すなわち 1,000 立方センチメートル当たりのキログラムで表わした実効重量が、提示した形状で圧縮されてない状態で 1 を超えてはならない。

主なけい酸質の土は、kieselguhr、tripolite、diatomite 及び moler earth である。

この項に属するある種の土は、時には“tripoli”と称されるが、“rotten-stone”として知られている真の tripoli と混同してはならない。“rotten-stone”は、ある種の岩石の自然崩壊で生ずるもので、けいそうの殻から成るものではない。後者の物品は、磨き用の柔らかな研磨材料として使用され、25.13 項に属する。

この項の種々の土は、誤って“infusorial earth（滴虫土）”と呼ばれることがある。これらの土の多くは、68.06 項又は 69.01 項の耐熱用又は断熱用若しくは防音用物品の製造に使用する。それゆえ、のこびきした diatomite のブロックは焼成してなければ 68.06 項に、その他のものは 69.01 項に属する。

この項のある物品は、研磨用の材料又は磨き粉として使用する。

この項には、活性化した diatomite（例えば、diatomite を塩化ナトリウム又は炭酸ナトリウムのような焼結剤と焼いたもの）を含まない（38.02）。他方、不純物を除去するために他の物品を加えることなく焼いた diatomite 又は同様の目的で酸で洗浄した diatomite は、その物品の構造を変えない限り、この項に含む。

25.13 コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー

2513.10—パミスストーン

2513.20—エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料

パミストーン (pumice stone、軽石) は、非常に多孔性の種々の火山岩で、手ざわりがざらざらし、非常に軽く、通常は白色又は灰色で時にはかった色又は赤色である。この項には、粉碎したパミス (ビムスキー、bimskies) も含む。

エメリー (emery) は、酸化鉄が混ざった小さな硬い酸化アルミニウムの結晶と雲母の小片とから成る密な岩石である。岩石状でしばしば提示され、簡単な粉碎後、研磨用粉として使用する。粉碎したエメリーは、時たまきらきらする粒子が散在する暗かった色の粉で、磁石は酸化鉄の粒子を引き付ける。

天然のコランダム (natural corundum) は、酸化アルミニウムを主成分としているが、エメリーと異なり細粒の形状のものを袋詰めにしてしばしば提示される。すりつぶし又は粉碎したコランダムは、わずかに黒色又は黄色の粒子を含んだ小さい白色の細粒から成る。天然のコランダムは、熱処理していてもこの項に属する。

その他の天然の研磨用の材料には “rotten-stone” として知られているトリポリ、すなわち柔らかい研磨材又は磨き料として使用する灰色の物品及びガーネット (ダスト及び粉を含むものとし、第 71 類の物品を除く。) を含む。ここでいう天然の研磨用の材料は、熱処理していてもこの項に含む。例えば、天然のガーネットは、その毛細管作用及び硬度を改善するため格付け後に熱処理することがある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) この類の他の項に属する研磨用の材料
- (b) 71.03 項の貴石及び半貴石 (例えば、ルビー、サファイア)
- (c) 人造コランダム (28.18)、炭化けい素 (28.49) 及び合成の貴石及び半貴石 (71.04) のような人造研磨用材料
- (d) 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉 (71.05)

25.14 スレート (粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切っただけであるかないかを問わない。)

スレートは、容易に薄い板にはく離し、一般に青灰色であるが、黒色又は紫色に近いものもある。

この項には、塊状のスレート及び粗削りし又はのこぎりでひくことその他の方法 (例えば、wire strand) により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切ったスレートを含む。スレートの粉及びくずもこの項に含む。

他方、この項には、68.02 項のモザイクキューブ及び 68.03 項に属する次の物品を含まない。

- (a) 上記の記述以上の加工をした塊、板及びシート (例えば、長方形 (正方形を含む。) 以外の形状に切り又はのこぎりでひいたもの、砕いたもの、磨いたもの、面とりその他の加工をしたもの)
- (b) 屋根用、上張り用及び防湿層用スレート (この項の表現に特記している形状にし又は加工

したものを含む。)

(c) 凝結スレートの製品

この項には、また筆記用又は図画用に調製された石盤及びスレート黒板（枠が取り付けられているかを問わない。）(96. 10) 及び石筆 (96. 09) を含まない。

25. 15 大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が 2.5 以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切っているかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切っているかを問わない。）

ー大理石及びトラバーチン

2515. 11ー粗のもの及び粗削りしたもの

2515. 12ーのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの

2515. 20ーエコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター

大理石は、硬い石灰質の岩石で、均一で細かい結晶であり、不透明又は半透明である。大理石は、通常、無機酸化物の存在で種々に着色しているもの（着色したしま模様大理石、しまめのう大理石等）があるが、純白の種類のものもある。

トラバーチン (travertines) は、多孔質の層を含む石灰質の岩石である。

エコーシン (ecaussine) は、ベルギー特にエコーシン地方の石切場において採取される不規則な結晶構造をもった青灰色の岩石で、多くの貝殻の化石を含む。断面は、花こう岩 (granite) に似たざらざら面を示すので “Belgian granite”、“Flanders granite” 又は “Petit granite” としても知られている。

この項には、その他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石で、見掛け比重（すなわち、1,000 立方センチメートル当たりのキログラムで表わした実効重量）が 2.5 以上のものを含む。見掛け比重が 2.5 未満の石碑用又は建築用の石灰質の岩石は、25. 16 項に属する。

この項には、通常白色で均質半透明である石膏に似たアラバスター (gypseous alabaster) と通常黄色でしま目のあるアラバスター (calcareous alabaster) の両者を含む。

この項には、塊状又は粗削り又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切って提示されるこの項に記載された岩石のみを含む。

粒、破片又は粉末の形状のものは、25. 17 項に属する。

更に加工をした塊等、すなわち、ピック、ブッシングハンマー又はのみ等で浮き彫り加工したもの、仕上げたもの、砂磨きしたもの、砕いたもの、磨いたもの、面取りしたもの等は 68. 02 項に属する。同様の分類は製品のブランクにも通用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 蛇紋石 (serpentite 又は ophite) (時には、大理石と呼ばれる一種のけい酸マグネシウム)
(25. 16)
- (b) 石灰石 (lime stone) (リソグラフィックストーンとして知られており、印刷工業で使用する。) (粗の状態のものは、25. 30)
- (c) モザイクキューブ又は敷石として認められる石 (この項の表現に特記しているように単に成形又は加工したものを含む。)(それぞれ 68. 02 又は 68. 01)

＊

＊ ＊

号の解説

2515. 11

この号において「粗のもの」とは、石の天然の断面に沿って塊状や板状に単に切ったものをいう。その表面は平らでなく起伏があることが多く、しばしば切断の際利用した工具 (かなてこ、くさび、つるはし等) の跡が見られる。

この号には、石切り場の岩を (つるはし、爆薬等を使用して) 割って得られる石で未形成のもの (砕け石、割り石) を含む。これらの石の表面は平らでなくでこぼこしており、縁は不規則である。この種の石には、しばしば切出しのこん跡 (爆発による穴、くさびの跡等) が見られる。未成形の石は、堤防、防波堤、道路基礎等の建設に使用する。

この号は、また、実際の採石やそれに引き続く作業に伴う不規則な形状のくず (のこびきによるくず等) を含む。ただし、切断や建設に使用できる大きさのものに限る (それ以外は 25. 17)。

「粗削りした」石とは、採石後塊状や板状にするために極めて粗雑に加工したものをいい、表面はいくらかまだざらざらでこぼこしている。ここでいう加工は、ハンマーやのみ状の工具により余分な隆起を除く工程を含む。

この号には、長方形 (正方形を含む。) に切った塊及び板を含まない。

2515. 12

この号には、のこぎりでひくことにより単に切っただけの塊及び板で、表面にのこぎりの跡が確認できるものを含む。注意深くのこぎりでひいた場合はその跡はきわめて僅かである。そのような場合は、薄い紙を石にあてできるだけ平らに保ち鉛筆で静かに均一にこする方法が有効である。これにより注意深くのこぎりでひき又は非常にざらざらした表面にさえこん跡が明らかになる場合が多い。

この号は、またのこぎりでひくこと以外の方法 (例えば、ハンマーやのみによる加工) で長方形 (正方形を含む。) にした塊及び板を含む。

25. 16 花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石 (粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切っただけであるかないかを問わない。)

一花こう岩

2516. 11ー粗のもの及び粗削りしたもの

2516. 12ーのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの

2516. 20ー砂岩

2516. 90ーその他の石碑用又は建築用の岩石

花こう岩（granite）は、石英の結晶が長石及び雲母で凝結して形成された非常に硬い粒状の火成岩である。これら三つの物質の相対的な割合及び酸化鉄又は酸化マンガンの存在によって色が異なる（灰色、緑色、桃色、赤色等）。

はん岩（porphyry）は、微粒状で、やや半透明な花こう岩の一種である。

砂岩（sandstone）は、石英質又はけい酸質の物質が石灰質又はけい酸質の小さな粒子により自然に凝結した堆積岩である。

玄武岩（basalt）は、黒色の非常に緊密で極めて硬い一種の火成岩である。

この項には、25. 15 項に属しない石灰質の石碑用又は建築用の石（建築用の石灰岩又はポートルンド岩を含む。）及び蛇紋岩（serpentine marble 又は ophite）（天然のけい酸マグネシウムの一種で 25. 15 項に属しない。）のほか、その他の硬質火成岩（例えば、閃長石（syenite）、片麻岩（gneiss）、粗面岩（trachyte）、溶岩（lava）、輝緑岩（diabase）、閃緑岩（diorite）、響岩（phonolite））を含む。

この項の岩石は、25. 15 項の岩石と同じ方法で成形又は加工していてもよい（25. 15 項の解説参照）。これらの岩石は、マカダム状に割られた時には 25. 17 項に属し、道路又は歩道の舗装用の石、敷石又は縁石として認定できる形状の岩石は、この項の表現に特記しているように単に成形又は加工していても 68. 01 項に属するので注意しなければならない。

エコーシンは、“Petit granite”、“Belgian granite”又は“Flanders granite”としても知られているが、25. 15 項に属する。溶融した玄武岩は 68. 15 項に属する。

この項の岩石を、粒状、破片状又は粉状にしたものは、25. 17 項に属する。

＊

＊ ＊

号の解説

2516. 11

2515. 11 号解説参照

2516. 12

2515. 12 号解説参照

25. 17 小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリ

ント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第 25. 15 項又は第 25. 16 項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）

2517. 10－小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）

2517. 20－スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第 2517. 10 号の物品を混入してあるかないかを問わない。）

2517. 30－タールマカダム

－第 25. 15 項又は第 25. 16 項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）

2517. 41－大理石のもの

2517. 49－その他のもの

この項には、小石、砂利及び碎石（異なる種類の石の混合物を含むものとし、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限る。）を含む。同様の目的に供される建設及び解体に伴う廃棄物を分別したもので、主として石の破片から成るものも、そのままの状態であるか破碎してあるかにかかわらずこの項に属する。

この項には、また、シングル（shingle）及びフリント（flint）も含む。球状の基準寸法にしたフリントは、石灰、セメント等を砕くボールミルに使用する。ただし、フリントは、主として粉碎後、窯業用又は研磨材料として使用し、その他のシングルは、ボールミル用（例えば、石灰、セメント等の粉碎）又は道路舗装用に使用する。

この項には、塊状に切ったフリント及びボールミルに使用するため人工的に丸さを整え小石にした石を含まないので注意しなければならない。これらは 68. 02 項に属する。

この項には、またマカダム（macadam）及びタールマカダム（tarred macadam）を含む。マカダムは粗く選別した碎石、小石、スラグ、ドロス又はこれらに類する工業廃棄物あるいは、これらの物品を相互に混合したものから成る。タール、ビチューメン等と混合したものは、タールマカダムとして知られている。

この項には、例えば、堅さ、すべり止め、透明度等を改善するため道路舗装用材料の添加用に特別に調製した物品（例えば、鋳物の混合物の溶融による。）を含まない（一般に 38. 24）。

この項には、25. 15 項又は 25. 16 項の岩石の粒、破片及び粉も含む。ただし、このような破片及び粒を人工的に着色したもの（例えば、ショーウインドウ装飾用のもの）は、68. 02 項に属する。

次の物品は、熱処理されていてもこの項に含む。

- （1）小石、砂利及び碎石
- （2）シングル及びフリント
- （3）25. 15 項又は 25. 16 項の岩石の粒、破片及び粉

この類の注3に従い、この項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、この項に属する。

25.18 ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）

2518.10—ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものを除く。）

2518.20—ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものに限る。）

ドロマイトは、天然のカルシウム・マグネシウム炭酸複塩である。

この項には、粗のドロマイトの他、焼いた又は焼結したドロマイトを含む。

ドロマイトは、温度 700 度から 1,000 度の範囲で焼かれて、二酸化炭素を放出しながら、マグネシウムやカルシウムの酸化物に化学変化する。一方焼結ドロマイトは、ドロマイトを耐火性物質に変化する温度 1,700 度から 1,900 度の範囲で熱せられて得られる。この項には、また、粗削りしたもの又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったドロマイトを含む。

ただし、この項には、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道のバラスト用として使用する粉碎したドロマイト（25.17）及びドロマイトラミングミックス（38.16）を含まない。

25.19 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）

2519.10—天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）

2519.90—その他のもの

この項には、天然に存在し、種々の割合で不純物を含む炭酸マグネシウムであるマグネサイト（magnesite、giobertite）を含む。

この項には、また、天然の炭酸マグネシウム、塩基性炭酸マグネシウム、海水から沈殿させた水酸化マグネシウム等から得られる種々のマグネシア（酸化マグネシウム）を含む。

主な物品は、次のとおりである。

（1）熔融マグネシア（fused magnesia）：熔融によって得られる。通常無色であるが、わずかに黄色又は緑色を呈することもある。他のタイプのマグネシアよりも難溶性であり、例えば、るつぼ、電気オープン用の加熱素材の製造に使用する。

（2）焼結（sintered）マグネシア：高温（約 1,400～1,800 度）で焼くことにより得られる。焼結マグネシアは、焼結温度を低下させるため焼結前に加えた少量の他の酸化物（例えば、酸化鉄又は酸化クロム）を含有することがある。耐火レンガの製造に使用する。

(3) か焼マグネシア (caustic-burned magnesia) : 通常マグネサイトを比較的低温 (900 度以下) で焼くことにより得られる。熔融マグネシア又は焼結マグネシアよりも化学的反応性に富み、例えば、マグネシウム化合物、脱色剤又はオキシ塩化物セメントの製造に使用する。

軽質酸化マグネシウム及び重質酸化マグネシウムは、通常純粋な沈降性水酸化マグネシウム又は塩基性炭酸マグネシウムを 600 度から 900 度までの温度で焼くことにより得られる。これらの酸化マグネシウムは、ほとんど水に不溶であるが、希酸に易溶であり、他のタイプのマグネシア (すなわち、焼結マグネシア及び熔融マグネシア) より化学的反応性に富んでいる。これらは医薬品、化粧品等の製造に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 含水塩基性炭酸マグネシウムで “pharmacists’ white magnesia” として知られているもの (28.36)
- (b) 酸化マグネシウムの培養単結晶 (光学用品を除く。) で、1 個の重量が 2.5 グラム以上のもの (38.24) 及び酸化マグネシウムの光学用品 (90.01)

25.20 天然石膏 (こう) 及び天然無水石膏 (こう) 並びに天然石膏 (こう) を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター (着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。)

2520.10—天然石膏 (こう) 及び天然無水石膏 (こう)

2520.20—プラスター

天然石膏 (こう) (gypsum) は、天然の水和した硫酸カルシウムで、一般に白色で砕けやすい。

天然無水石膏 (こう) (anhydrite) は、硫酸又はある種のプラスターの製造に使用する天然の無水硫酸カルシウムである。

プラスター (plasters) は、天然石膏 (こう) を焼くことにより部分的又は完全に脱水したものである。

天然石膏 (こう) の特性は、焼くと一部の水を失いプラスターを形成することである。プラスターは、水と混和すると堅くなる。プラスターが急速に固まらないようにするため、しばしば焼石膏 (こう) に少量の遅緩剤を添加することがある。特別な目的のために、天然石膏を完全に水分を失うまでか焼し、みょうばんのような促進剤を少量添加することがある (Keene’s cement 又は English cement)。同じようなプラスターは天然の無水石膏 (こう) にみょうばんを加えても製造される。これらの調製したプラスターは、すべてこの項に属する。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 織物の仕上げ又は紙の表面加工に使用するために粉末状に調製したプラスター
- (2) 着色料を添加したプラスター
- (3) 歯科用に特別に焼き又は微粉末にしたプラスター (少量の促進剤又は遅緩剤を含んでいるかないかを問わない。) この項には、プラスターをもととした歯科用の調製品を含まない

(34.07)。

25.21 石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）

この項には、石灰石その他の石灰質の岩石で、通常、石灰又はセメントの製造用のものを含み、建築用又は石碑用の岩石を含まない (25.15 又は 25.16)。ドロマイトは 25.18 項に、白亜は 25.09 項に属する。

石灰石 (lime stone flux) は、主に鉄鋼業において融剤 (flux) として使用する。

この項には、土壌改良用として粉末状で提示されるものも含む。ただし、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用のバラスト用の碎石は含まない (25.17)。

25.22 生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第 28.25 項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）

2522.10—生石灰

2522.20—消石灰

2522.30—水硬性石灰

生石灰 (quicklime、不純な酸化カルシウム) は、粘土をほとんど含まない石灰石をか焼して得られ、水と急速に結合して著しく発熱し、消石灰 (slakedlime、水酸化カルシウム) を生じる。消石灰は、通常土壌改良用に又は製糖工業で使用する。

水硬性石灰 (hydraulic lime) は、粘土を十分な量 (通常は 20% 未満である。) 含む石灰石を、水で固まるようにするため低温か焼して得られる。水硬性石灰は、かなりの量の未結合生石灰 (水と化合して消石灰となり得るもの) を含む点で天然セメントとは異なる。

この項には、精製した酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを含まない (28.25)。

25.23 ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント (着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)

2523.10—セメントクリンカー

—ポートランドセメント

2523.21—白色セメント (人工着色をしてあるかないかを問わない。)

2523.29—その他のもの

2523.30—アルミナセメント

2523.90—その他の水硬性セメント

ポートランドセメントは、適当な割合の粘土を天然の状態で含んでいる石灰石又はそれらを入

工的に混合した石灰石を焼いて得られる。シリカ、アルミナ又は鉄を含む物質のような他の材料が添加されることもある。焼成工程の結果、クリンカーとして知られている半製品が得られる。これらのクリンカーは、次に粉砕され、ポルトランドセメントを生ずるが、その水硬性を加減するため添加剤及び促進剤を混合することもある。ポルトランドセメントの主なタイプは、普通ポルトランドセメント (normal Portland cement)、中庸ポルトランドセメント (moderate Portland cement) 及び白色ポルトランドセメント (white Portland cement) である。

この項には、アルミナセメント (“ciment fondu”、溶融セメント)、スラグセメント、スーパーサルフェートセメント (粉状にした高炉スラグに促進剤と焼き石膏を混ぜたもの)、ポゾランセメント (pozzolana cement)、ローマンセメント (Roman cement) 等及びこれらのセメントの混合物も含む。

この項のセメントは着色していてもよい。

この項には、時にはセメントという名前で知られているある種の物品、例えば、キーンズセメント (keene's cement) 又はイングリッシュセメント (みょうばんを加えた焼石膏) (25.20) 及び時には天然セメントと呼ばれるポゾランアース (pozzolana earth)、サントリンアース (santorin earth) 及びこれらに類する物品 (25.30) を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 製品化する際に少量の促進剤の添加を必要とする微粉砕した高炉スラグ (26.19)、ただし、促進剤を混合した粉末スラグで、直ちに使用できるものは、この項に含まれる。
- (b) 歯科用セメント及び接骨用セメント (30.06)
- (c) 32.14 項のセメント
- (d) シャモット又はダイナスアース等をもととする耐火性のセメント及びモルタル (38.16)
- (e) 非耐火性のモルタル及びコンクリート (38.24)

＊

＊ ＊

号の解説

2523.21 及び 2523.29

2523.21 号及び 2523.29 号において「ポルトランドセメント」とは、ポルトランドクリンカーにできるだけ少量の硫酸カルシウムを加え粉砕して得られたセメントをいう。次のことに注意しなければならない。

- －ポルトランドクリンカーは、石灰 (CaO) とシリカ (SiO_2) を主体とし、少なめの割合でアルミナ (Al_2O_3) と酸化鉄 (Fe_2O_3) を含む物質の既定の均一混合物を、部分的に溶融するまで加熱することにより得られるもので、ほとんどがけい酸カルシウムより成る 2523.10 号の物品である。
- －「硫酸カルシウム」の用語は、天然石膏及びその誘導体並びに天然無水石膏並びにセメントの製造に適するその他の硫酸カルシウム産品を含む。

25.24 石綿

2524. 10－クロシドライト

2524. 90－その他のもの

石綿は、ある種の岩石の分解により生成した天然の鉱物性物質である。非常に特徴的な繊維状組織を有し、外観が絹のような光沢を有するものもあり、色は通常は白色であるが、灰色、緑色、青色又は暗かつ色までいろいろある。主要な特性は、その耐火性及び耐酸性である。

クロシドライトは、リーベック閃石から得られた石綿である。これは、アルカリ分を多く含む酸性火成岩や変成岩の中にも繊維束状で産出される。色は、紺青色から黒色あるいは暗緑色であり、半透明のものから部分的に不透明なものもある。クロシドライト石綿は、青石綿としても知られ、他の石綿よりも耐牽引性ははるかに大きい、耐熱性及び繊維の弾性はより低く、耐酸性を有するが、耐塩基性を有さない。最も危険な石綿と考えられている。

この項には、岩状の粗石綿、未精製の打ち伸した又は洗浄した繊維（一定の長さにそろえてあるかないか問わない。）、フレーク状又は粉状の石綿及び石綿のくずを含む。この項には、更に加工した繊維（カードしたもの、染色したもの等）及び石綿の最終製品を含まない（68. 12）。

25.25 雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず

2525. 10－粗のものと及びシート状又は片状にしたもの

2525. 20－粉

2525. 30－くず

雲母（白雲母（muscovite）、金雲母（phlogopite）、黒雲母（biotite）等）は、光沢のある透明で柔軟な種々の色のシートに容易にはく離する特徴があり、天然のけい酸アルミニウム錯塩の一群を形成している。

この項には、次の物品を含む。

- (A) 粗雲母 (crude mica) : 形状、大きさ及び厚さが不規則の結晶雲母で、土に覆われたもの (“books”)
- (B) シート状雲母 (mica sheets) : 砕き、形を整えた粗雲母 (books) を裂いて得られるもので元の結晶と同じく不規則な多角形をなし、縁は粗く切られ、斜角になっている。厚さは通常 200 から 750 マイクロメートル（ミクロン）である。
- (C) はく離雲母 (mica splittings) : シート状雲母を裂いて得られるもので、裂かれた元のシート状雲母と同じく不規則な多角形であり、縁は粗く切られている。

これらは、次のような形態で取引される。

- (1) コンデンサーフィルム : 通常は厚さが 25 から 200 マイクロメートル（ミクロン）
- (2) はく離したもの : 通常は厚さが 12 から 30 マイクロメートル（ミクロン）で、専ら凝結雲母（例えば micanite）の製造に使用する。

この項には、また、雲母のくず及び粉を含む。

この項には、シート状雲母又ははく離雲母から切り取り又は打ち抜いて得られる物品（68.14 又は 85 類）及び凝結したはく離雲母（例えば、micanite、micafolium）又は再生雲母から製造した物品（68.14）を含まない。

蛭（ひる）石（vermiculite）（雲母に類似した鉱物）は、真珠岩（perlite）及び緑泥石（chlorites）（蛭（ひる）石に化学的に類似した鉱物）と同様に 25.30 項に属する。

25.26 ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切っただけであるかないかを問わない。）及びタルク

2526.10－破碎してなく、かつ、粉状にしてないもの

2526.20－破碎し又は粉状にしたもの

天然のステアタイト（natural steatite）及びタルク（talc）は、両方とも含水けい酸マグネシウムに富む鉱物である。前者はタルクに比してより密で大きな塊である。

タルクは葉片状であり、柔く、せっけん様の感触がある。

この項の天然のステアタイトは、25.15 項の石と同様の方法で成形又は加工（25.15 項の解説参照）を施され又はこの類の注 1 で認められた加工を施されたものもある。

石けん石（soapstone）は、天然のステアタイトの一種である。

この項のタルクは、この類の注 1 で認められた加工を施されたものもある。最も一般的にみられるタルクの形状は、粗のもの又は粉状のものである。

「フレンチチョーク（French chalk）」という用語は、ある種の粉状のステアタイト又はタルクを呼称するのに使用する。

この項には、ステアタイトより成る「テールースチョーク」を含まない（96.09）。

25.28 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の 85%以下のもの

この項には、抽出された天然のほう酸鉱物及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わない。）並びに特定の地域（イタリアの soffioni）の地表から出る天然蒸気の凝縮後に残った水の蒸発により又はこれらの地域の地下源から汲み出した水の蒸発により得られた天然のほう酸のみを含む。ただし、この項には、乾燥重量で計算したオルトほう酸が 85%を超えるほう酸を含まない（28.10）。

ここに分類される天然のほう酸塩には、次の物品を含む。

（1）カーナイト又はティンカル：「天然ほう砂（natural borax）」として知られているほう酸ナトリウム

(2) パンデルマイト (pandermite) 又はプライス石 (priceite) : ほう酸カルシウム

(3) 方ほう石 (Boracite) : クロロほう酸マグネシウム

この項には、カーナイト又はティンカルの化学的処理によって得られるほう酸ナトリウム (精製ほう砂) 及びある種の塩湖の複雑なかん水を蒸発して得られるほう酸ナトリウムを含まない (28.40)。

25.29 長石、白榴 (りゅう) 石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石

2529.10—長石

—ほたる石

2529.21—ふっ化カルシウムの含有量が全重量の 97% 以下のもの

2529.22—ふっ化カルシウムの含有量が全重量の 97% を超えるもの

2529.30—白榴 (りゅう) 石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト

長石 (feldspar)、白榴 (りゅう) 石 (leucite)、ネフェリン (nepheline、霞石) 及びネフェリンサイアナイト (nepheline syenite、霞石閃長岩) は、アルミニウムとアルカリ金属又はアルカリ土類金属とのけい酸錯塩である。これらは、窯業のフラックスとして使用する。

この項には、長石質の砂を含まない (25.05)。

ほたる石 (fluorspar 又は fluorite) は、天然のふっ化カルシウムで、種々の色の縞目が入った緻密な塊又は種々の色の結晶が凝集したものとして産出する。これは主にふっ化水素酸の製造及び冶 (や) 金用フラックスとして使用する。

この項には、熱処理により鉱物からその構成粒子に分解して得たほたる石も含む。これらは大きさが違うので、簡単なふるいわけによりシリカ成分の一部を除くことができる。

この項には、貴石及び半貴石の形状の長石又はほたる石を含まない (71 類)。

25.30 鉱物 (他の項に該当するものを除く。)

2530.10—蛭 (ひる) 石、真珠岩及び緑泥岩 (膨脹させてないものに限る。)

2530.20—キーゼル石及び瀉 (しゃ) 利塩 (天然の硫酸マグネシウム)

2530.90—その他のもの

(A) アースカラー (焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。) 及び天然の雲母酸化鉄

ここに属するアースカラー (earth colours) は、通常白色又は着色した鉱物質物質 (特に酸化鉄) と混合した天然に産出する粘土であり、その着色性により一般に顔料として使用する。

これらには、次の物品を含む。

(1) オーカー (ochres) (黄色、かつ色、赤色、スパニッシュレッド等)

(2) シェーナ (siennas) (イタリアンシェーナ (黄かつ色)、焼いたシェーナ (橙かつ色) 等)

(3) アンバー (umbers) (焼いたアンバーを含む。)(かつ色又は暗かつ色である。)

(4) ブラックアース (black earths) 及び天然ヴァンダイクブラウン (vandyke brown) (Cassel 及び Cologne earths)。可溶性のヴァンダイクブラウンは 32.06 項に属する一種の調製顔料である。

(5) ヴェロナアース (verona earths) 及びサイプラスアース (Cyprus earths) (緑色)。焼くこと又は種々のアースカラーを相互に混合することは、それらの分類に影響を与えない。ただし、他の物質を混合したもの又は水、油等への分散状態で提示するものは、32 類に属する。

この項には、鉄鉱 (26.01) 及び三酸化二鉄 (Fe_2O_3) として計算した化合鉄分が全重量の 70% 以上のアースカラーは含まない (28.21)。

ただし、主として防錆顔料として使用する雲母酸化鉄 (micaceous iron oxides) は、もともと化合鉄分が全重量の 70% を超えているのでこの項に属する。

(B) 海泡石 (磨いてあるかないかを問わない。)、こはく並びに
板状、棒状その他これらに類する形状に凝結したこはく及び
海泡石 (成形後に加工したものを除く。) 並びに黒玉

(1) 天然海泡石 (natural meerschaum) は、非常に軽く、白色、黄色、灰色又は桃色の多孔質含水けい酸マグネシウムで、ほとんど小アジア地方に限って産出する。通常小片 (面が 30 センチメートルを超えるものはほとんどない。) として得られる。外観を良くし、品位を高めるために予備的に洗浄し、けずり落とし、wool polishing し、乾燥し (日光又は炉内)、次いでフランネル及びワックスで磨く。

凝結した海泡石は、天然の海泡石の削りくずその他のくずを加熱下で、結合剤 (油、みょうばん等) を使用して凝結して得られる。このうち、板状、棒状その他これらに類する形状で成形後に加工してないもののみがこの項に属する。

(2) こはく (amber) は、化石化した樹脂である (“succinite” 又は “karabe” としても知られる。)。一般に色は黄色から濃いオレンジ色の色調をもつ。鯨の分泌物で 05.10 項に属するアンバーgrisとこはく (amber 又は succinite) を混同しないように注意しなければならない。

凝結したこはく (又は ambroid) は、こはくくずを凝結することにより形成される不透明な鉱物質である。このうち、板状、棒状その他これらに類する形状で成形後に加工してないもののみがこの項に属する。

(3) 黒玉 (jet) は、亜炭の一種で、硬くち密であり、濃黒色を呈し、また容易に彫刻でき、磨けば光沢がでる。装身具の製造に使用するが、この表においては貴石とはみなさない。

(C) ストロンチアナイト (焼いてあるかないかを問わないものとし、
酸化ストロンチウムを除く。)

ここには、ストロンチアナイト (strontianite、天然の炭酸ストロンチウム) 及び不純な酸化ストロンチウムを主成分とする焼いたストロンチアナイトを含む。

この項には、精製した酸化ストロンチウムを含まない (28.16)。

(D) 鉱物（他の項に該当するものを除く。）及び陶磁製品の破片

ここには、次の物品を含む。

(1) 天然の硫化砒素：主なものは次の2種類である。

(i) 鶏冠石 (realgar)：これは二硫化砒素で、明赤色を呈し、花火の製造に使用する。

(ii) 雄黄 (orpiment)：これは三硫化砒素で、明黄色を呈し、ペイントの製造に使用する。

硫砒鉄鉱 (mispickel、arsenical pyrites 又は iron thioarsenide) もこの項に属する。

(2) みょうばん石 (alunite)：みょうばんの製造に使用するので alumstone と呼ばれる。石状の物質で、赤灰色又は黄色を呈し、指を汚す。

(3) 蛭(ひる)石 (vermiculite)：雲母に類似する鉱物で、色も類似しているが、通常雲母より小さな片状である。更に、緑泥岩 (chlorites) 及び真珠岩 (perlite) は、蛭(ひる)石に化学的に類似する鉱物である。これらの鉱物は、加熱すると膨脹するので断熱材に使用する。ただし、膨脹したもの（又ははく離したもの）は、68.06 項に属する。

(4) リジ阿斯石 (lydite)：非常に硬く、きめの粗い又は微細の組織で、均一な粒状の黒色の岩石で、酸に侵されない。リジ阿斯石製の試金石 (touchstones) (例えば、貴金属検査用) は 68.15 項に属する。

(5) 天青石 (celestite、天然の硫酸ストロンチウム)：霰(あられ)石 (aragonite) 又は方解石 (Iceland spar、calcite) (結晶化した炭酸カルシウム)：リチウム雲母 (lepidolite 又は lithium mica) (けいふつ化アルミン酸のカリウム塩及びリチウム塩)：鈍重石 (amblygonite) (りん酸アルミニウム・ふっ化リチウム)

(6) 庭土 (Garden earth)、沼地土 (heath earth、marsh earth)、泥灰石 (marl)、沖積土 (alluvium)、腐葉土 (leaf moulds)、掘削土 (excavated soil) 及び下層土 (subsoil)：農業又は造園に使用するが、31 類 (肥料) には分類しない (自然の状態において少量の窒素、りん又はカリウムを含んでいるかいないかを問わない)。ただし、この項には、全ての種類の掘削された天然の砂を含まない (25.05)。

(7) ポゾランアース (pozzolana earths)、サントリンアース (santorin earths)、トラスアース (trass earths) 及びこれらに類するアース：セメントの製造に使用するので天然セメントとも呼ばれる。

(8) 粗製の石灰石 (limestone)：「リソグラフィックストーン (lithographic stone)」として知られ、印刷工業に使用する。

(9) 陶磁製品、れんが及びコンクリートの破片

(10) 希土類金属鉱石 (例えば、bastnasite、xenotime、gadolinite)：ただし、専ら又は主としてウラン又はトリウムの採取に使用するモナズ石 (monazites) その他の鉱石を含まない (26.12)。

(11) ほうろう仕上げに使用する乳白剤：ジルコンサンドの処理 (塩酸による精製及び微粒子化) により得られる。

(12) 輝水鉛鉱の「精鉱」 (molybdenite “concentrates”)：微量の油及び水を除去するためにある種の物理的処理 (例えば、洗浄、粉碎、浮遊選鉱) 及び熱処理 (焼成以外の処理) によってモリブデン鉱から得られる。冶(や)金以外の用途 (潤滑用) に使用する。

- (13) エンスータイト (nsutite) : 酸化マンガンの含有量が全重量の 79%以上のマンガン鉱で、冶（や）金工業におけるマンガン採取用には供されず、電池に使用する。
- (14) 天然の氷晶石 (cryolite) : 主としてグリーンランドに産出し、雪白色（着色したものもある。）で、光沢を有し、ほとんど透明である。フラックスとして、特にアルミニウムの電気製錬に使用する。天然のチオライト (chiolite) は、氷晶石と同様にフロオロアルミン酸ナトリウムとみなすことができる。この項には、氷晶石及びチオライトに類似した組成の化学的に製造したふっ化物を含まない (28.26)。
- この項には、71 類の貴石及び半貴石を含まない。